

令和4年度（2022年度）第2回

伊丹市子ども・子育て審議会

議 事 要 旨

令和5年（2023年）2月16日（木）

【開催日時】 令和5年（2023年）2月16日（木）午後1時30分～午後2時40分

【開催場所】 伊丹市立労働福祉会館 3階多目的ホール

【出席委員】 芝野委員、乾委員、大池委員、石川委員、安見委員、佐藤委員、
小松委員、大澤委員、黒瀬委員、加藤委員、池田委員、谷澤委員
村上委員、大野委員

【署名委員】 大池委員、加藤委員

【傍聴者】 2名

【議題】

- (1) 令和5年度特定教育・保育施設の利用定員について
- (2) その他
 - ①学校法人西伊丹学園に係る補助金等過大交付等について
 - ②第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール（案）について
 - ③傍聴者への資料提供について

【議事要旨】

・開会

・会議の成立及び公開について

委員18名中14名出席、会議は成立している。

署名委員は大池委員と加藤委員

傍聴者は1名

・議題

(1) 令和5年度特定教育・保育施設の利用定員について

(2) その他

①学校法人西伊丹学園に係る補助金等過大交付等について

事務局より、資料に基づき、まずその他議題1として、学校法人西伊丹学園における補助金等の過大交付に関する事案の概要及び返還状況、再発防止策について説明。その説明を踏まえ、議題1として令和5年度における特定教育・保育施設における利用定員について、西伊丹学園が運営する幼稚園及び認定こども園に関する利用定員が調整中となっていることから、現在の状況と対応について説明の上、調整完了後、改めて資料を委員各位に送付する旨を連絡。

(質疑)

<石川委員>

私も西伊丹学園に関しては、前理事長より話を伺っている。状況としては失敗となっているが、今回、解決の方向を示していただいたことに、同じ幼稚園を営むものとして、感謝申し上げたい。

西伊丹学園の状況については、一部過大受給の返還ということに関しての解決ということになるが、なぜこんなことになったかということについて、なかなか理解が難しいだろうと思う。実は西伊丹幼稚園と私が施設長をしている、いずみ幼稚園は、運営形態としては非常に似ている部分があり、平成26年度までは、新制度に移行する前の幼保認定こども園という形で運営していた。

国より平成26年度の秋から冬にかけ、新制度にあたってのスキームが示されたが、この時点では、とても経営ができるようなものではなく、このまま認定こども園へ移行したならば、たちまち経営が立ち行かなくなるという状況に迫られていた。

そこで西伊丹学園は、今回のような選択をされ、結果としては不適切な受給を得る形になったのかなと思う。また、どうやって経営を支えるかということで恐らく必死だったであろうとも思う。西伊丹学園にしても、いずみ幼稚園にしても大規模園になるが、通常の保育所の1人当たりの半分以上しか運営費がいただけない。西伊丹幼稚園は、定員が約400人ということだが、承知している限りでは、400人には及ばない。もし400人の利用定員で運営が始まると、経営破綻することは目に見えている。じゃあ、どの程度の利用定員にしたら、何とか最低限の運営が出来るのかという調整を現在は、されているのかと思う。そういう中でのことだということをご理解していただきたい。

数十年の歴史のある教育機関であり、市民の皆さんにご利用いただける方向で解決できることが望ましいと思う。幼稚園側として、西伊丹学園の状況に対する理解を少しでもいただけるかなと思い、発言させていただいた。

<芝野会長>

石川委員から詳しい情報を提供いただいた。厳しい状況のなかではあるが、問題が明確にされ、過大に受けたものの返還もされているということであり、幼稚園の経営が厳しい等、現在の状況をご理解いただいたかと思う。

利用定員に関する資料については、決まり次第、委員へ送られるので、意見がある場合、事務局へ出してもらいたいと思う。事務局はその意見を踏まえて対応いただきたい。

(2) その他

②第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール（案）について

事務局より、資料を用いて「第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係るスケジュールの案について説明。

(質疑なし)

(2) その他

③傍聴者への資料提供について

事務局より、資料を用いて傍聴者への資料提供として、次年度以降より審議会資料を持ち帰ることについて提案し、会長より審議会委員へ諮っていただくことを説明。

(質疑なし)

<石川委員>

市の事業では、特定の個人や団体等の情報を整理して出しているものがある。内容によって情報源を提供した側の同意も必要になるのではないか。そういった点を解決しているということであれば進めていただいてもよいと思う。

<芝野会長>

情報について提供者の了解を得ることが重要であるという点を考慮し、何らかの形で情報提供者の個人情報を守るということで、検討いただければと思う。

<事務局>

伊丹市の審議会等の会議の公開に関する指針の中で、個人のプライバシーに触れなければいけない場合については、非公開としている。今後、仮にそのようなプライバシーに触れなければならない議題については、非公開という取扱いにして、傍聴者は入れず、資料の提供も行わないという運用を考えている。

その上で、公開とする審議に関するものについては、提案のとおり資料の持ち帰りを可とするということ考えているため、ご理解の程をお願いしたい。

<芝野会長>

本件について「可決」とさせていただいてよろしいか。

<委員からの異議なし>

<芝野会長>

本件については「可決」とする。

(終了)